

○盛岡市飲用水確保対策事業補助金交付要綱

平成30年 3月28日告示第118号

改正 令和 2年 3月30日告示第165号

改正 令和 4年 3月24日告示第106号

盛岡市飲用水確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 盛岡市水道事業の給水区域以外の区域において安全な飲用水を安定的に確保し、生活環境の機能維持を図るため、飲用水確保困窮者が飲用井戸等の整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲用水 飲用その他日常生活の用に供する自家用の水をいう。
- (2) 給水区域 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）別表の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に定める区域をいう。
- (3) 飲用井戸等 住宅（自己の居住の用に供する家屋又は家屋のうち自己の居住の用に供する部分をいい、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条第2項に規定する別荘を除く。以下同じ。）に飲用水を供給するために取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水をする施設のうち個人が設置するものをいう。
- (4) 供給施設 住宅に飲用水を供給するために取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水をする施設のうち飲用井戸等以外のものをいう。
- (5) 飲用水確保困窮者 市の区域内の給水区域以外の区域（盛岡市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱（平成28年告示第253号）第3に規定する区域を除く。）に所在する住宅であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する住宅に居住する者をいう。
 - ア 当該住宅に飲用水を供給することができる飲用井戸等又は供給施設が存在しないこと。
 - イ 当該住宅に接続された供給施設の廃止が決定していること。
 - ウ 規則第4条の申請をする日前1年以内のいずれかの日において、当該住宅に接続された飲用井戸等から得られた飲用水の水質について水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）本則の表の上欄に掲げる事項のうち同表の下欄に掲げる基準に適合しない事項があること。
 - エ 規則第4条の申請をする日前1年以内のいずれかの日において、当該住宅に接続された飲用井戸等に係る給水栓からの吐水量の最大値が1秒当たり283ミリリットル未満であること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 3 第1に規定する経費は、過去に飲用井戸等の整備に関し補償又は補助金の交付を受けていな

い飲用水確保困窮者が飲用井戸等の整備を行う場合に要する次に掲げる経費とし、これに対する補助額は、当該経費の10分の8に相当する額以内の額とする。ただし、その額が当該飲用井戸等の整備及び利用に係る住宅1戸につき240万円を超えるときは、240万円に当該住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。

- (1) ボーリング工事（打抜き工事及び素掘り工事を含む。）に要する経費
 - (2) 取水管の整備に要する経費
 - (3) 揚水ポンプの設置に要する経費
 - (4) 給水管（屋内配管及びこれに直結する給水用具を除く。）の整備に要する経費
 - (5) 電気導線の整備に要する経費
 - (6) 貯水タンクの設置に要する経費
 - (7) 浄水設備（省令本則の表の下欄に掲げる基準に適合するように飲用水の水質を浄化することができる設備をいう。）の設置に要する経費
 - (8) 水質検査（省令本則の表の上欄に掲げる事項について、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水質検査をいう。以下同じ。）に要する経費
- （補助の実施期限）

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金の交付の件数及び当該交付を要望する者の数とする。

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文（令和2年告示第165号抄）

令和2年4月1日から施行する。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。

	2 事業計画書	1 部	
	3 設計図	1 部	
	4 工事見積書の写し	1 部	
	5 整備予定地の付近見取図	1 部	
	6 現況報告書	1 部	
	7 その他市長が必要と認める書類		
規則第 9 条第 1 項	補助事業変更承認申請書	1 部	別に定める。
規則第 9 条第 2 項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1 部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 工事請負契約書の写し 4 工事経費の領収書の写し 5 竣工図 6 柱状図（ボーリング工事を行った場合に限る。） 7 工事写真（工事着工前，工事中及び工事完了後の状況が確認できるものに限る。） 8 水質検査の結果を記載した書類の写し（水質検査を実施した場合に限る。） 9 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	完了から 30 日以内又は完了した日の属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日
規則第17条第 1 項	補助金交付請求書	1 部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して 15 日以内
規則第18条第 2 項	補助金前金払請求書	1 部	支払いを希望する日の 15 日前
規則第21条第 2 項	財産処分承認申請書	1 部	別に定める。